

7 請願第 2 号

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書提出を求める件

受理年月日 令和 7 年(2025年) 6 月 2 日

請 願 者 越谷市花田一丁目 3 3 番地 1 4
益 子 繁
越谷市東越谷二丁目 1 1 番地 1 6
勝 田 幸 夫
越谷市花田五丁目 1 6 番地 1 4
石 山 博
越谷市大成町二丁目 2 7 0 番地
玉 生 芳 明
越谷市相模町七丁目 1 9 6 番地 1
田 村 文 子
越谷市東越谷一丁目 1 2 番地 1 6
富 澤 一 枝
越谷市東大沢一丁目 9 番地 4
近 江 由美子
越谷市越ヶ谷一丁目 1 1 番 3 5 号 吾山ビル II 3 F
石河綜合法律事務所
石 河 秀 夫
越谷市東大沢一丁目 2 4 番地 1 1
石 井 恵 子
越谷市大字南荻島 3 2 9 0 番地 5
須 長 こ う
草加市松原一丁目 8 番 1 8 号- 9 1 6
檜 垣 貴津子
春日部市粕壁 5 8 8 7 番地 4
西 田 立 郎

越谷市大字三野宮 1 2 番地 3

金子 正 利

紹介議員

小口 高 寛、土屋 来 夢、山田 大 助

工藤 秀 次、清水 泉、大田 ちひろ

請願の要旨

以下の内容に基づく「刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書」を国へ提出することを求めます。

1. 再審請求手続きにおける手続き規定を整備すること。
2. 再審請求手続きにおける検察が所有する全証拠の開示を制度化すること。
3. 再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止を含む再審裁判とその手続き規定を整備すること。

請願の理由

1. 再審法の不備と現状

冤罪は無辜の国民の人生、家族、社会生活そして安寧なる精神を奪い去ってしまう国家に起因する、取り返しの付かない重大犯罪であり、その救済はすみやかに行われるべきです。しかし、雪冤を果たした多くの冤罪事件においては、再審法が戦前の刑事訴訟法がほぼそのまま置き去りにされ続けてきた、たった19ヶ条だけの規定という法整備の不備が如実に表れています。

再審についての諸手続きが決まっていないために、再審に至るか否かは裁判官の熱意や力量次第という「再審格差」の状況にあります。また、裁判所による期日指定や再審開始決定後の検察側抗告権の機械的な適用により再審開始まで長期化する要因となっています。

2. 証拠開示の問題—収集証拠は国民の共有財産である—

袴田事件の再審無罪判決では「証拠の捏造」が認定されたことは、警察・検察・裁判所に対する国民の信頼感を決定的に失墜させています。

再審においては、無罪を明らかにする新証拠を再審請求者が自ら証明しなければならず、「ラクダが針の穴を通るほどに」

とされる所以となっています。多くの冤罪事件では、検察側が隠し持つ証拠の開示により確定判決を覆す新証拠の発見や自白の誘導や強要、証拠の改ざんすらも明らかになっています。再審事件においても、通常審においても、当初から全証拠が開示されていれば、冤罪も生まれず、証拠の捏造の必要もありません。

証拠の全面開示こそが誤判を正し、すみやかな再審による救済を実現するものです。

3. 狭山事件の当事者県である埼玉の重要性

埼玉県においては、1963年に狭山市で発生した「女子高生誘拐殺人事件（狭山事件）」の発生県であり、袴田巖さんよりも長く62年間も無実を訴え続ける石川一雄さんがいます。この狭山事件では、二審段階では県内の多くの市町村から「公正裁判を求める決議」がなされました。けれども、この声は届かず無期懲役判決、これが確定判決となりました。確定判決後も石川さんは無実を主張し再審請求を続けてきました。

第3次請求審の中では、袴田巖さんと同様に裁判所の証拠開示勧告により、検察がそれまで隠し持っていた証拠が47年ぶりに一部開示されました。弁護団はその証拠を科学的・客観的に検討することにより、有罪証拠の不合理性や自白の誘導、証拠の捏造の疑いなどを明らかにしました。今般では新聞各紙、NHKなどのマスコミにおいても広く取り上げられるようになり「袴田さんの次は石川一雄さんだ」という世論が大きく育っています。

しかし、ご存知のように、石川一雄さんは今年3月11日に急逝しました。86歳でした。

2006年5月、第3次再審請求を申請してから19年間も東京高裁は「再審をやる」とも「再審を認めない」とも、決定を出さずに放置してきました。

もし裁判所が弁護団の求める鑑定人尋問や事実調べさえ行っ

ていれば、袴田巖さんのように再審裁判で無罪判決が出されていたと、私たちは確信しています。石川一雄さんもまた、再審法の不備により審理が著しく長期化し雪冤を果たせずに命尽きてしまった犠牲者です。狭山事件では妻の石川早智子さんが請求人となって第4次再審を申し立てましたが、石川早智子さん自身も78歳です。

また裁判所で3回も再審開始決定が出たにもかかわらず、その都度検察の抗告により再審が開始されない、大崎事件の冤罪犠牲者原口アヤ子さんは98歳になります。

多くの冤罪犠牲者がそうであるように、遅々として進まぬ再審審理のため冤罪犠牲者が高齢化し、命尽きるのをこのままにしてはいけません。

再審法の改正は待ったなしです。再審法の改正そして狭山事件の解決は、喫緊の課題であり、私たち埼玉県民の悲願のほうです。埼玉県議会においては、2月定例議会初日に、再審法改正を求める意見書が全会派満場一致で採択されました。

越谷市議会においても、無辜の市民が再び国家犯罪としての冤罪に苦しむことがないように、再審法改正の意見書が全国651自治体（5月12日現在）に続き採択されることは、これからの「再審法改正」の世論、そして司法の信頼を回復させるための大きな働きとなると確信するものです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおりお願いいたします。